

資料編



## ■主なアンケート調査結果

### (1)調査の目的

「第6次南風原町障がい者計画・第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画」を策定するにあたり、障がい者及び障がい児の実情やニーズ等必要な基礎資料を得ることを目的に、調査を実施した。

### (2)調査対象

#### ①障がい者

南風原町に住所を有し、令和5年4月1日現在で年齢が18歳以上～70歳未満の障害者手帳の交付がある者を調査対象とした。

#### ②障がい児

南風原町に住所を有し、令和5年4月1日時点で年齢が18歳未満の障害者手帳の交付がある児童及び手帳の交付はないが、障害児通所支援等のサービスを利用している児童の保護者を調査対象とした。

### (3)調査方法

調査票(アンケート)の郵送による配布・回収としました。

### (4)調査期間

令和5年9月21日～令和5年11月10日

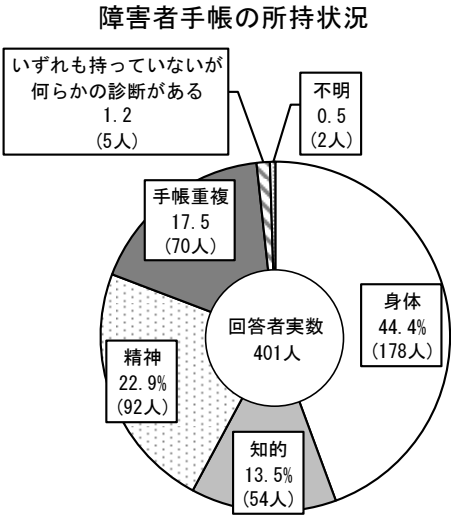
### (5)配布・回収状況

|        | 配布件数    | 回収数   | 回収率   |
|--------|---------|-------|-------|
| 身体障がい者 | 477 件   | 180 件 | 37.7% |
| 知的障がい者 | 211 件   | 72 件  | 34.1% |
| 精神障がい者 | 364 件   | 149 件 | 40.9% |
| 障がい児   | 316 件   | 153 件 | 48.4% |
| 合 計    | 1,368 件 | 554 件 | 40.5% |

# 【障がい者調査結果】

## 1. 障害者手帳の種類

- 「身体障害者手帳」のみが44.4%と最も高く、次に「精神保健福祉手帳」のみが22.9%となる。
- 複数の手帳を所持する「手帳重複」が17.5%となる。

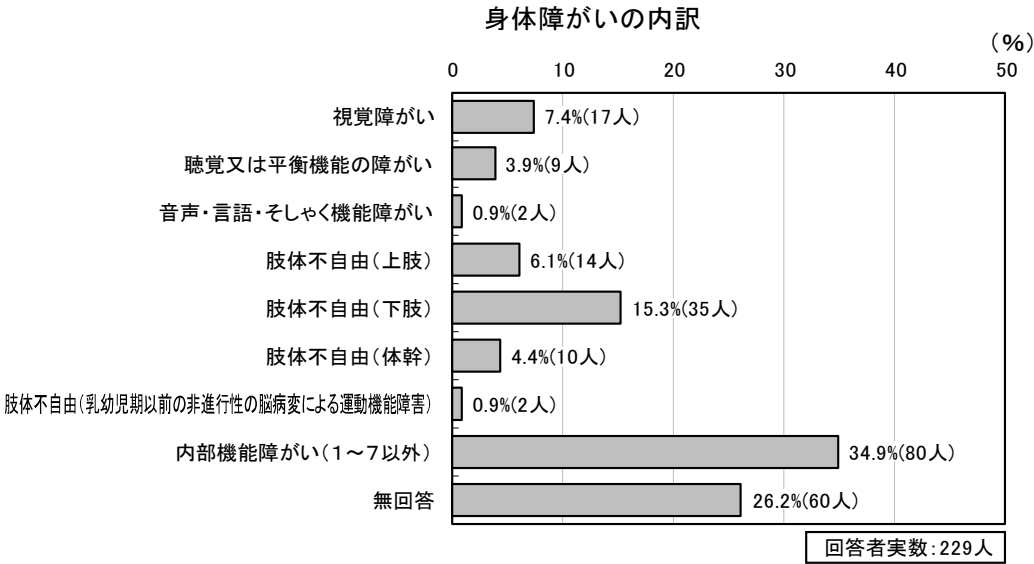


障害者手帳重複者

|          | 人数   |
|----------|------|
| 身体・知的    | 14 人 |
| 身体・精神    | 45 人 |
| 知的・精神    | 6 人  |
| 身体・知的・精神 | 5 人  |
| 回答者実数    | 70 人 |

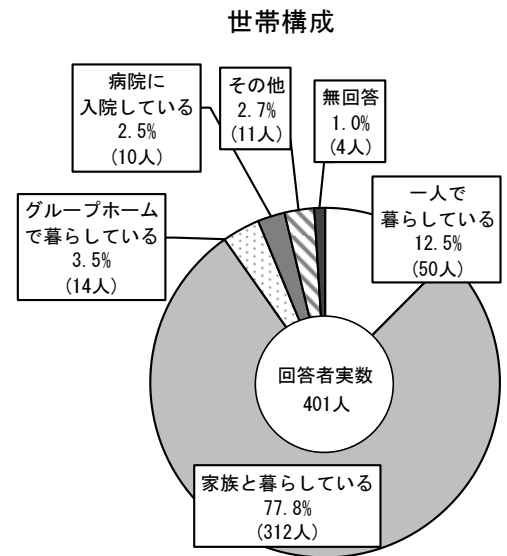
## 2. 身体障がいの内訳（複数回答）

- 「内部障がい」が34.9%、「肢体不自由」が26.7%で、両障がいで61.6%を占める。

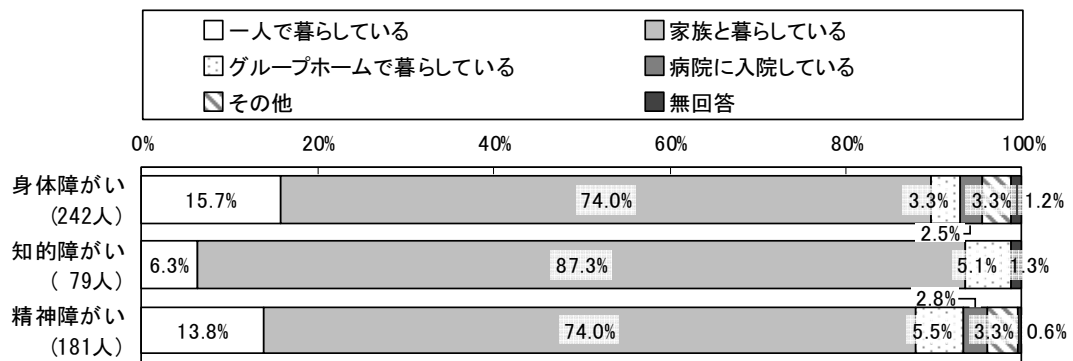


### 3. 世帯構成

- 「家族と暮らしている」が77.8%と大半を占め、次に「一人で暮らしている」が12.5%となる。



- 障がい別にみると、「一人で暮らしている」は「身体障がい」が15.7%と最も高い。

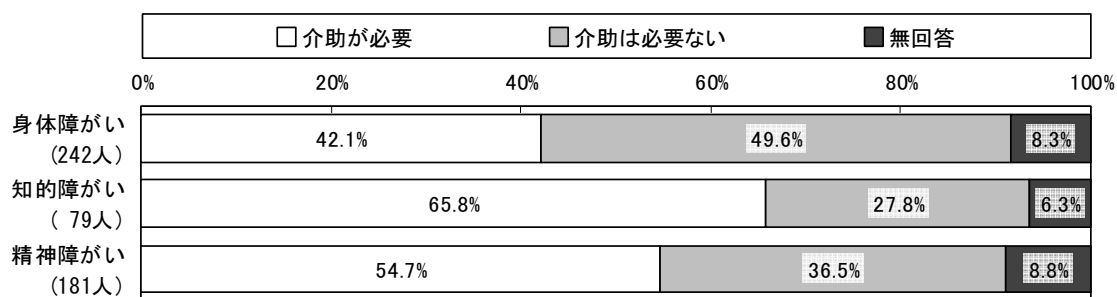
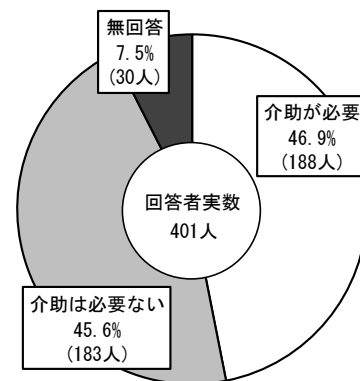


#### 4. 日常生活の介助の必要性

- 「介助が必要」が46.9%となる。

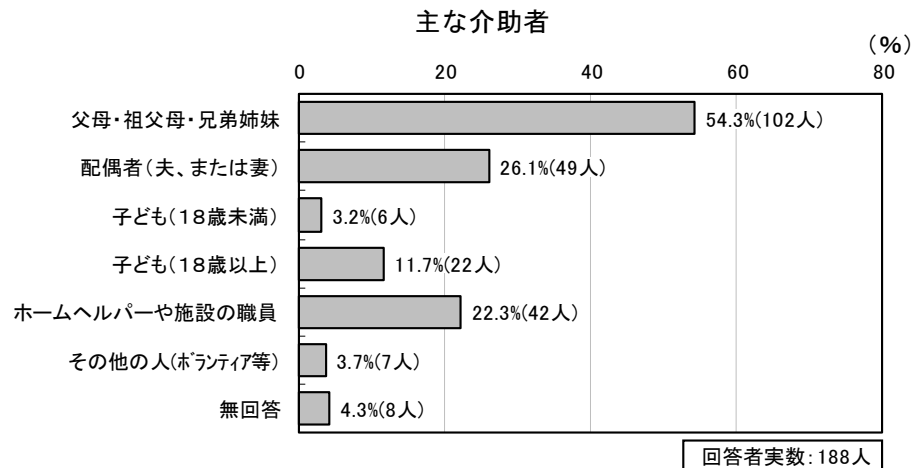
※「介助が必要」は、問4 日常生活の介助内容。(複数回答)より、  
選択肢1～14のいずれかを選択したもので算出。

- 障がい別にみると、「介助が必要」は「知的障がい」が65.8%と最も高い。次に「精神障がい」が54.7%となる。

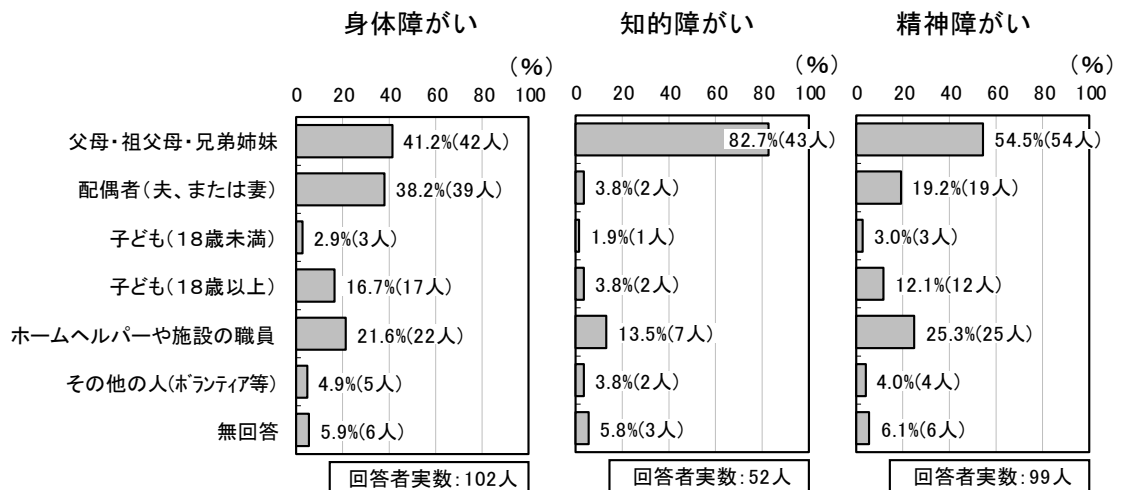


## 5. 主な介助者

- 介助が必要な方の主な介助者は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が 54.3%と最も高く、次に「配偶者（夫、または妻）」が 26.1%となる。
- 「ホームヘルパーや施設の職員」が主な介助者となっているケースが 22.3%ある。

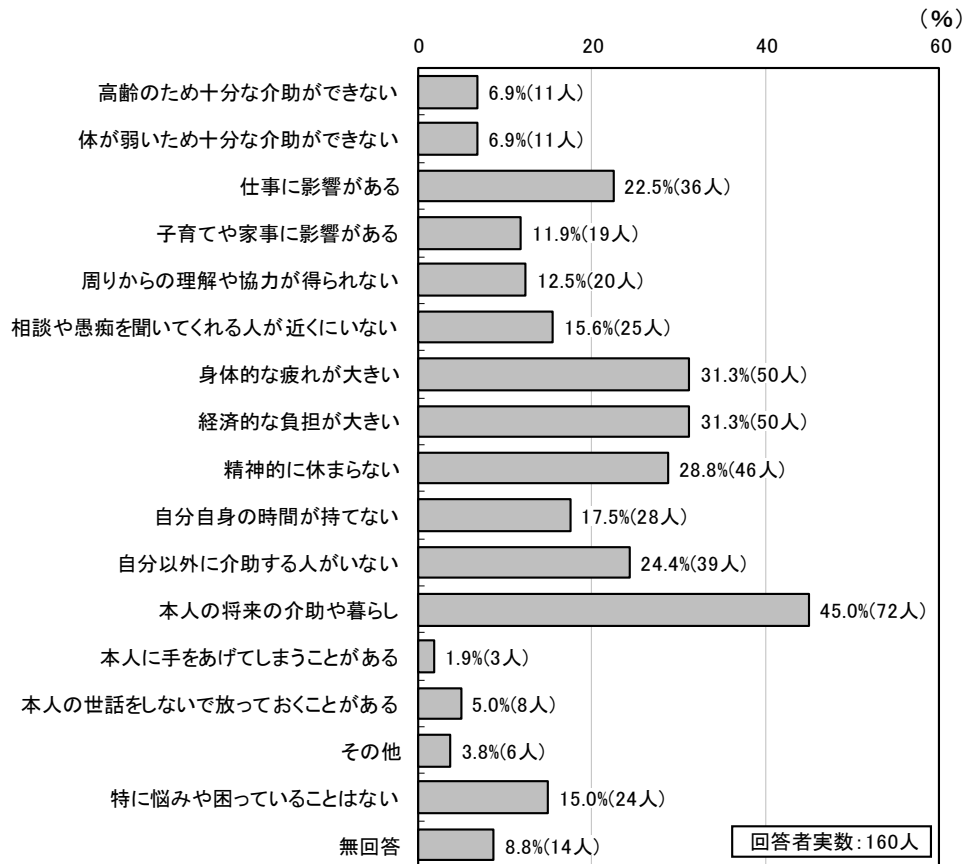


- 障がい別にみると、「身体障がい」と「精神障がい」の主な介助者は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が最も高く、半数近くとなる。
- 「知的障がい」は「父母・祖父母・兄弟姉妹」が 82.7%と 8 割を占める。



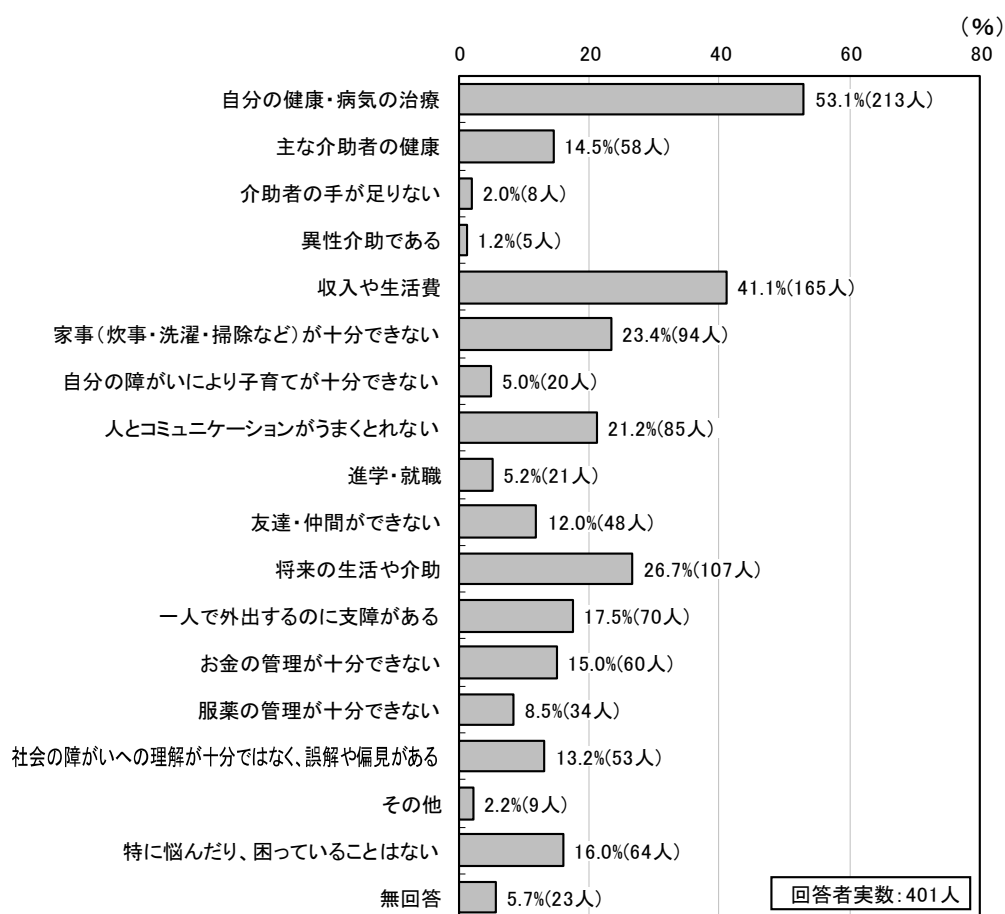
## 6. 主な介護者が悩んでいること・困っていること（複数回答）

- 「本人の将来の介護や暮らし」が45.0%と最も高く、次に「身体的な疲れが大きい」、「経済的な負担が大きい」がともに31.3%、「精神的に休まらない」が28.8%となる。



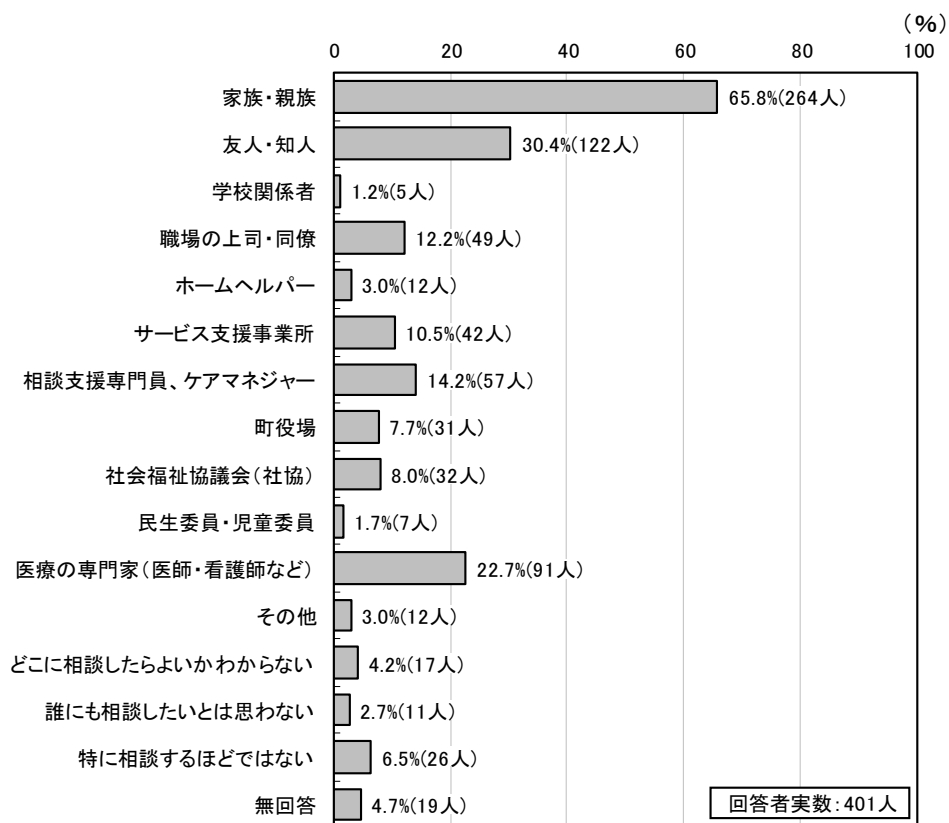
## 7. 障がいのある方本人が、日常生活で悩んでいること・困っていること（複数回答）

- 「自分の健康・病気の治療」が53.1%と最も高く、次に「収入や生活費」が41.1%、「将来の生活や介助」が26.7%となる。



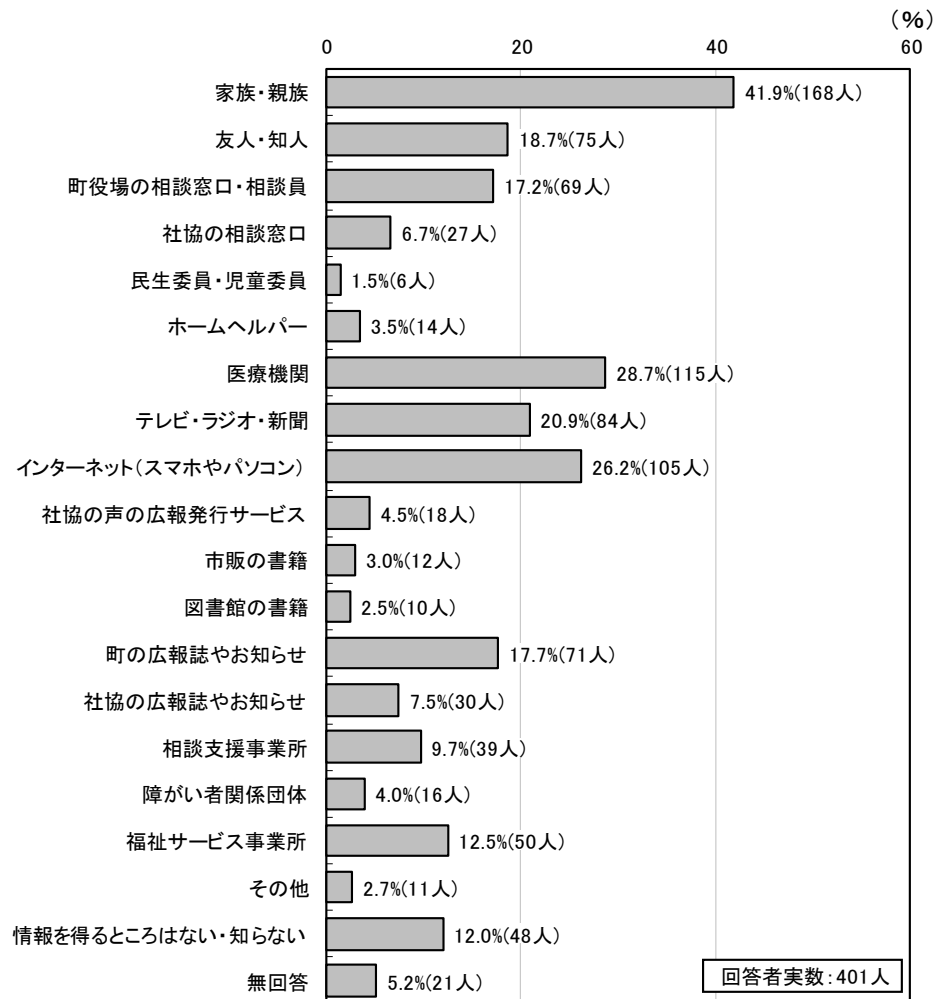
## 8. 悩みや困りごとの相談相手・相談先（複数回答）

- 「家族・親族」が65.8%と最も高く、次に「友人・知人」が30.4%、「医療の専門家(医師・看護師など)」が22.7%となる。
- 割合は低い「どこに相談したらよいかわからない」が4.2%、「誰にも相談したいとは思わない」が2.7%と悩みを抱え込んでいるケースもあると思われる。



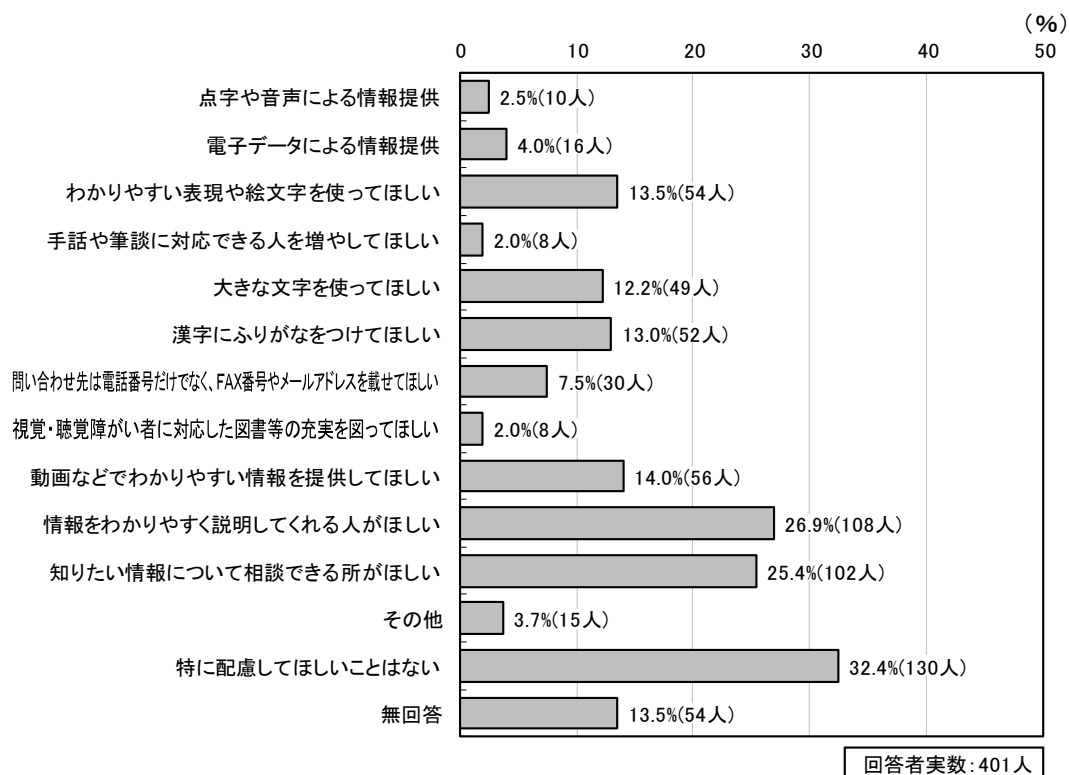
## 9. 情報の入手方法（複数回答）

- 福祉や医療及びその他必要な情報の入手方法については、「家族・親族」が 41.9%、「医療機関」が 28.7%と高い。次に「インターネット(スマホやパソコン)」が 26.2%となる。
- 「情報を得るところはない・知らない」が 12.0%となる。



## 10. 情報の入手やコミュニケーションをとる上で配慮してほしいこと（複数回答）

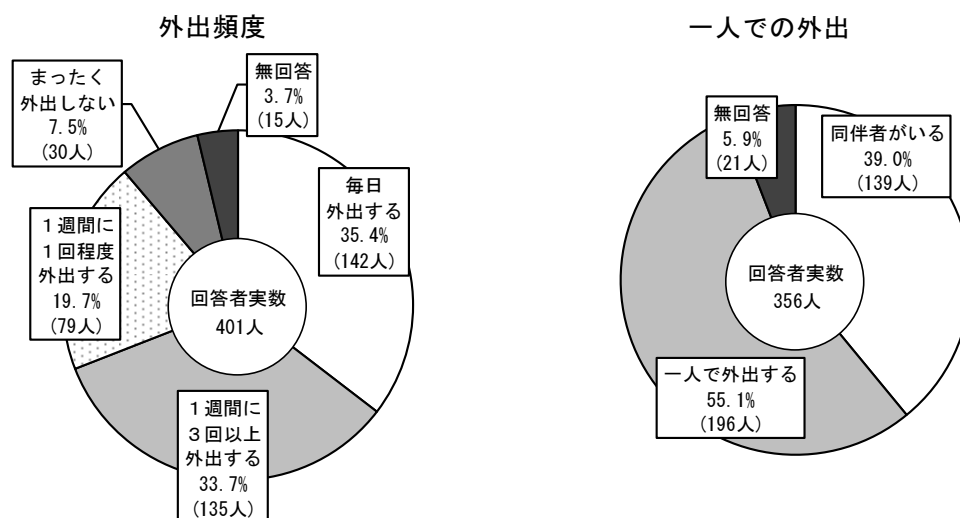
- 「情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」が26.9%、次に「知りたい情報について相談できる所がほしい」が25.4%と高く、以上の2つが特に配慮が必要なポイントとなる。



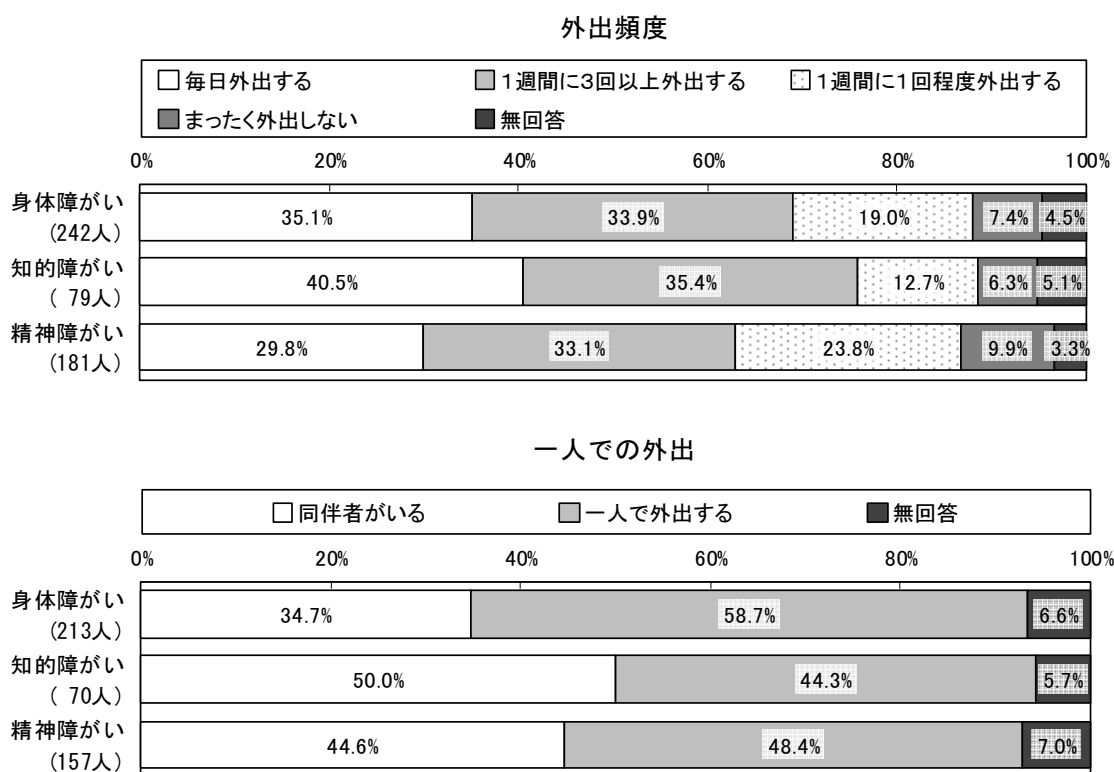
## 11. 外出の状況

- 1週間の外出頻度は、「毎日外出する」が 35.4%と高く、次いで、「1週間に3回以上外出する」が 33.7%、「1週間に1回程度外出する」が 19.7%となる。
- 「まったく外出しない」が 7.5%となる。
- 一人での外出は、「一人で外出する」が 55.1%、「同伴者がいる」が 39.0%と4割近くは同伴者と一緒に外出する。

※「同伴者がいる」は、問21 主な同伴者より、選択肢1～6のいずれかを選択したもので算出。

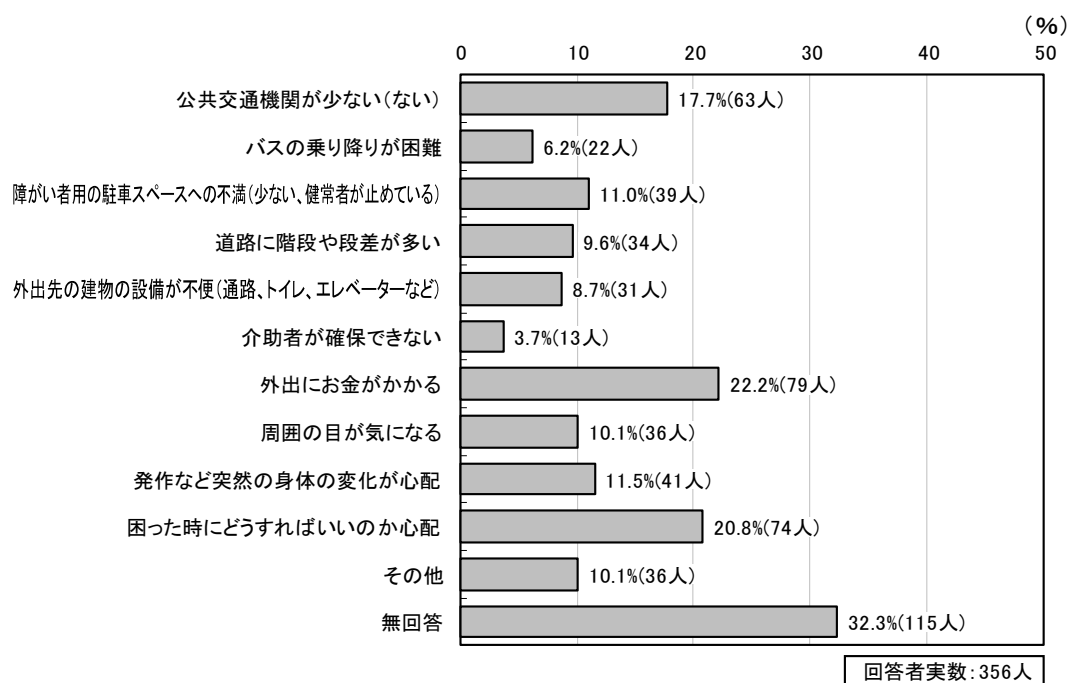


- 1週間の外出頻度を障がい別にみると、1回以上の外出は3障がいともほぼ同じとなる。
- 一人での外出を障がい別にみると、「同伴者がいる」は「知的障がい」が 50.0%と最も高く、次に「精神障がい」が 44.6%となる。



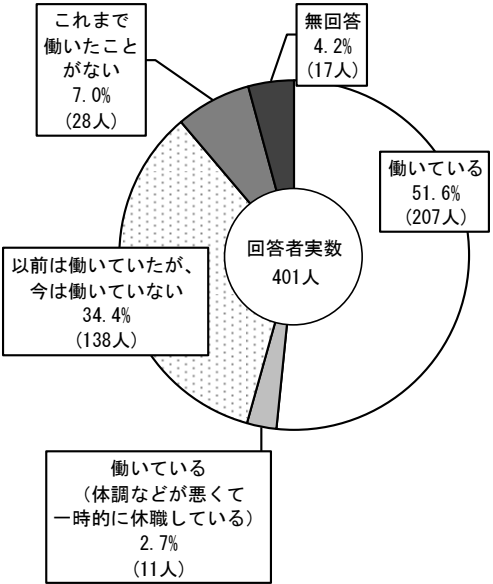
## 12. 外出する時に困ること（複数回答）

- 「外出にお金がかかる」が 22.2%、「困った時にどうすればいいのか心配」が 20.8%、「公共交通機関が少ない（ない）」が 17.7%、となる。

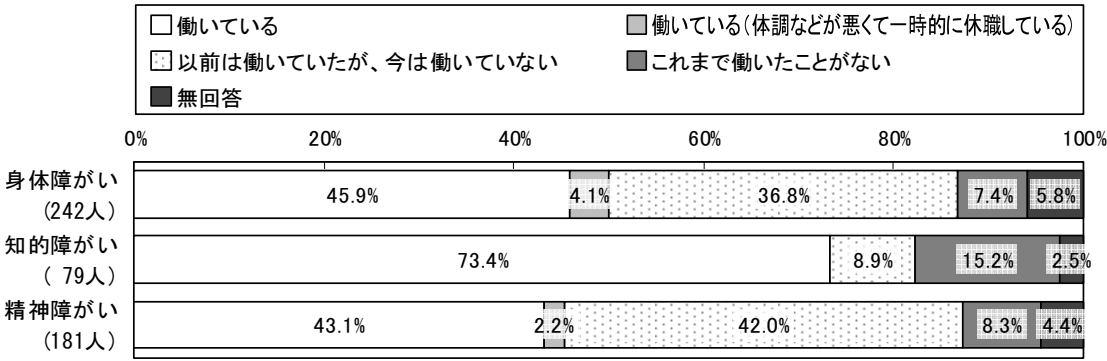


### 13. 就労状況

- 「働いている」が 51.6%で、「働いている(体調などが悪くて一時的に休職している)」の 2.7%を合わせると、54.3%が現在働いている。

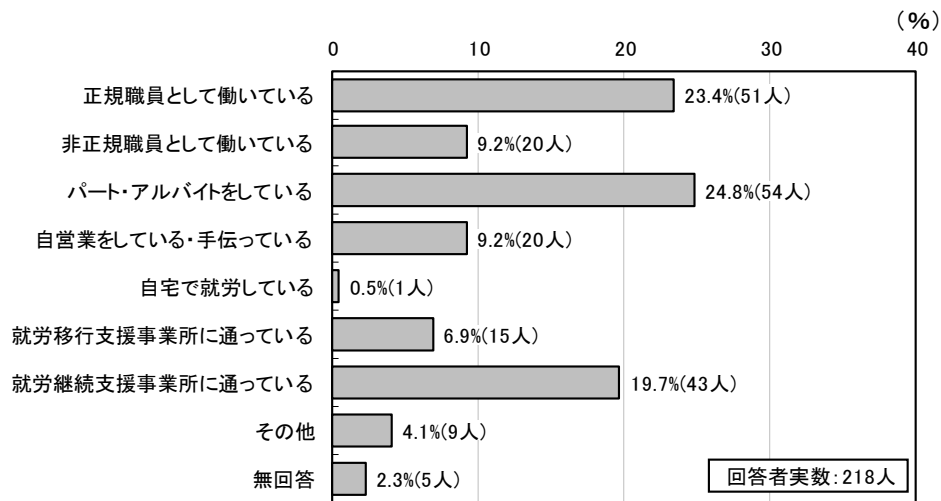


- 障がい別にみると、「働いている」は「知的障がい」が 73.4%と最も高く、次に「身体障がい」が 45.9%で、「精神障がい」が 43.1%となる。
- 「以前は働いていたが、今は働いていない」は「精神障がい」が 42.0%と最も高く、次に「身体障がい」が 36.8%、「知的障がい」が 8.9%となる。



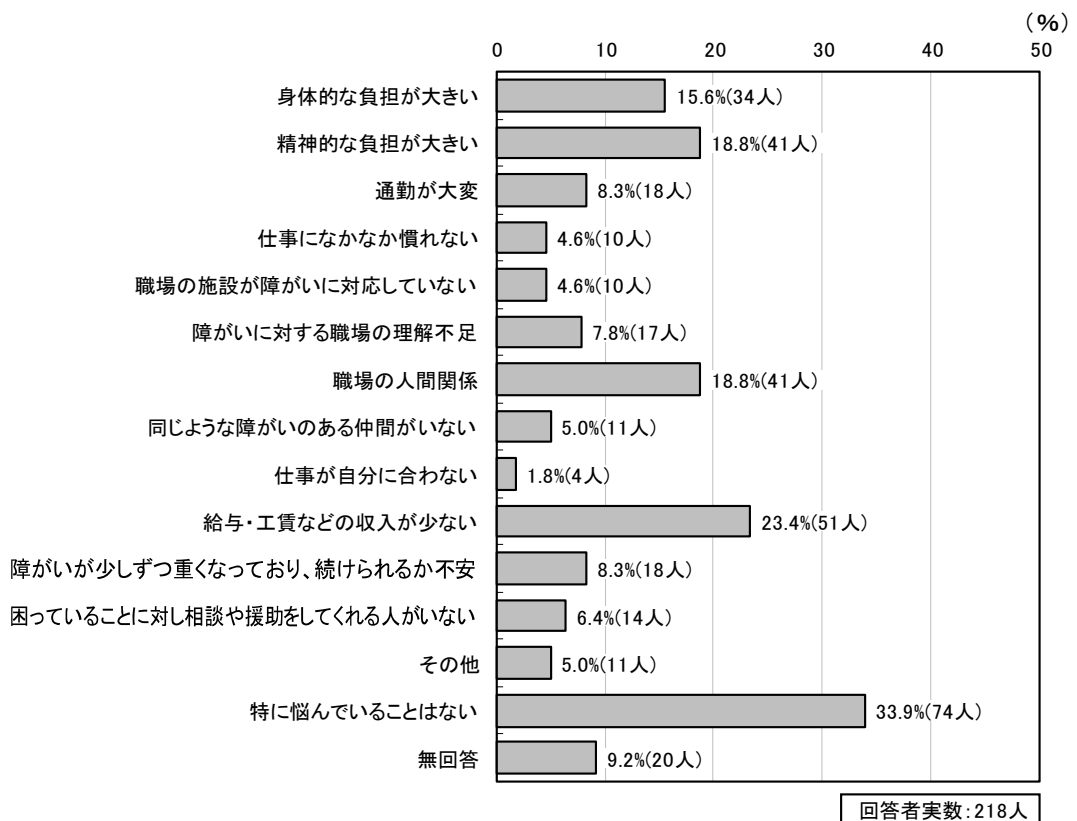
#### 14. 就労形態

- 現在働いている方の就労形態は、「パート・アルバイトをしている」が24.8%と最も高く、次に「正規職員として働いている」が23.4%、「就労継続支援事業所に通っている」が19.7%となる。



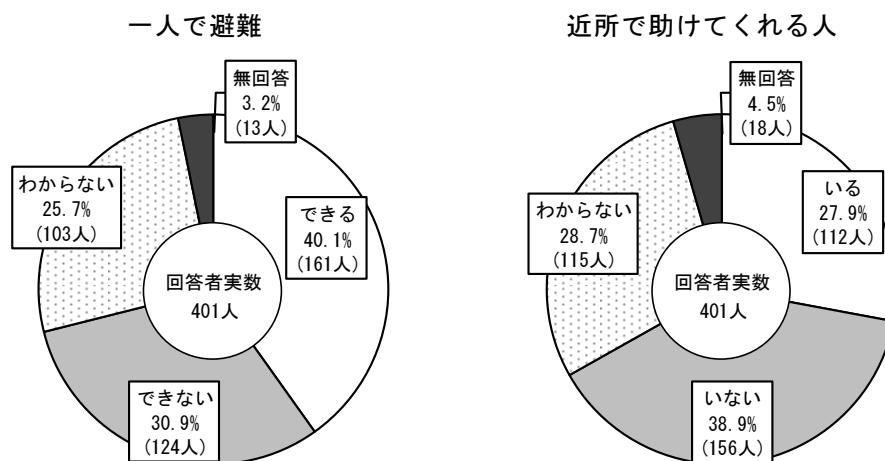
#### 15. 仕事をする上で悩んでいること（複数回答）

- 「給与・工賃などの収入が少ない」が23.4%と高く、次に「精神的な負担が大きい」、「職場の人間関係」がともに18.8%、「身体的な負担が大きい」が15.6%となる。



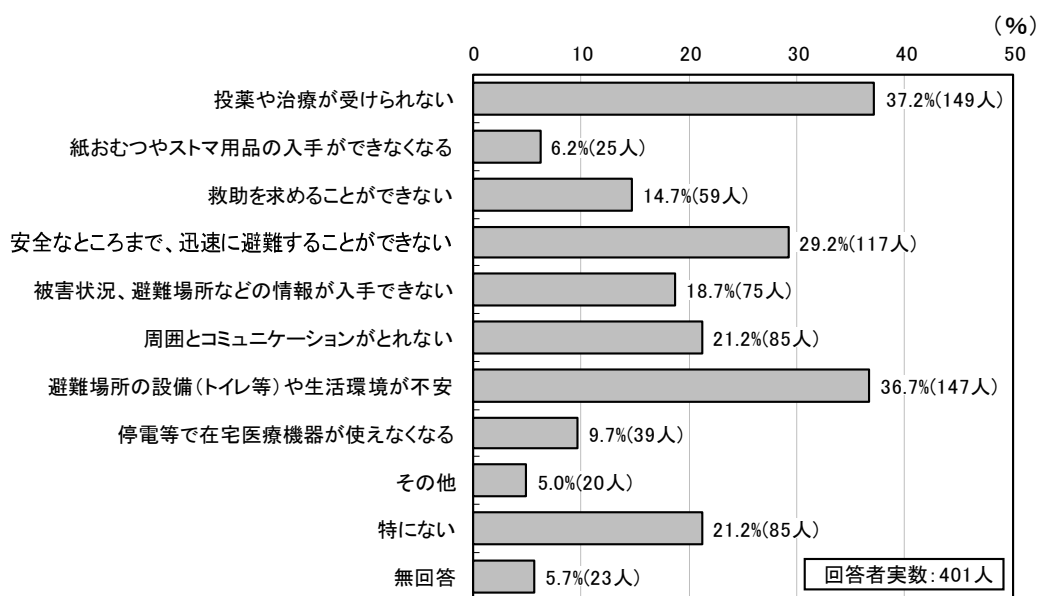
## 16. 火事や地震、台風等の災害時の避難について

- 一人での避難については、「できる」が40.1%、「できない」が30.9%、「わからない」が25.7%となる。
- 避難の際に近所で助けてくれる人の有無については、「いる」が27.9%、「いない」が38.9%、「わからない」が28.7%となる。



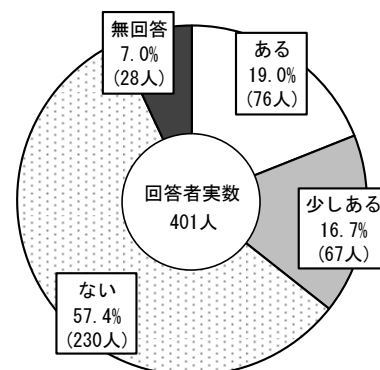
## 17. 災害時に困ること（複数回答）

- 「投薬や治療が受けられない」が37.2%と高く、次に「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が36.7%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が29.2%となる。



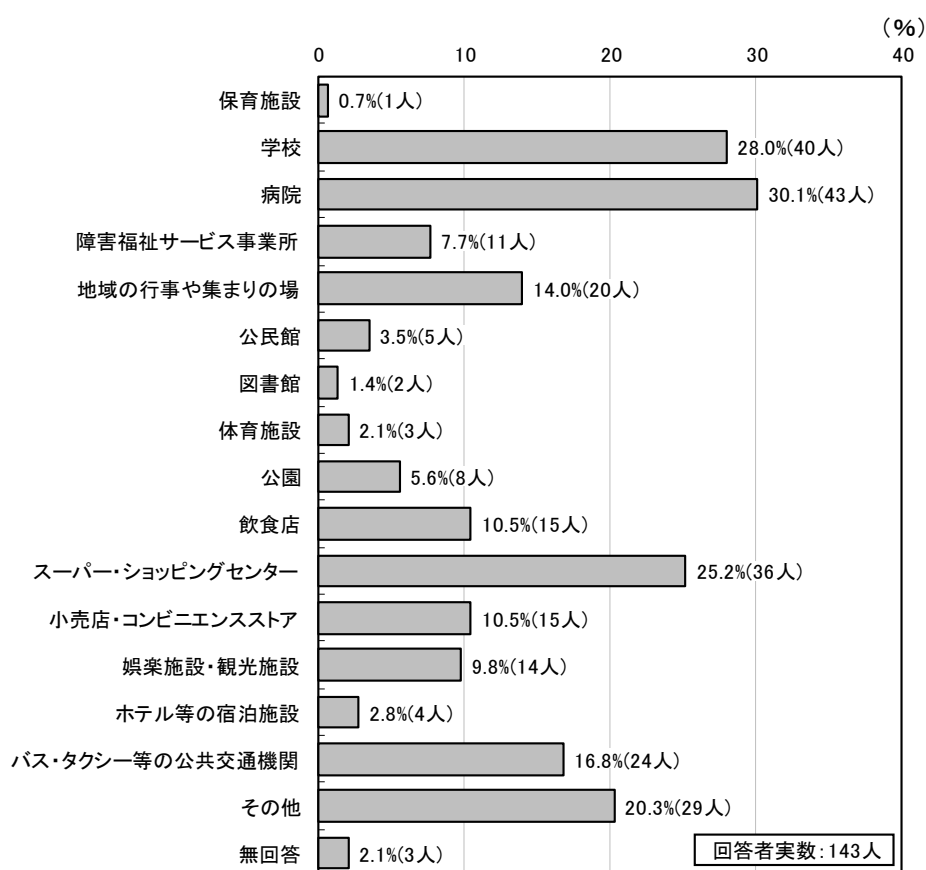
## 18. 差別や嫌な思いの経験

- 「ある」が19.0%、「少しある」が16.7%でこれらを合わせると差別等の経験があるのは35.7%となる。



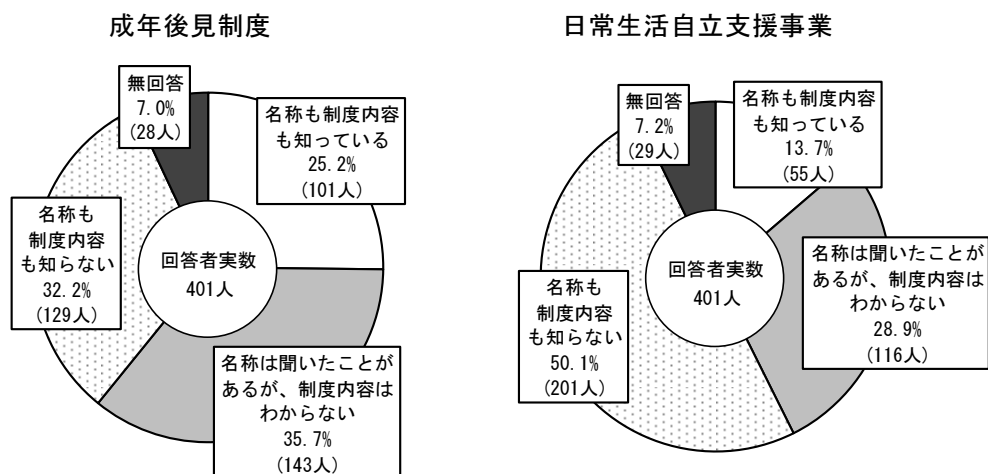
## 19. 差別や嫌な思いをした場所

- 差別等の経験をした場所は、「病院」が30.1%と高く、次に「学校」が28.0%、「スーパー・ショッピングセンター」が25.2%となる。

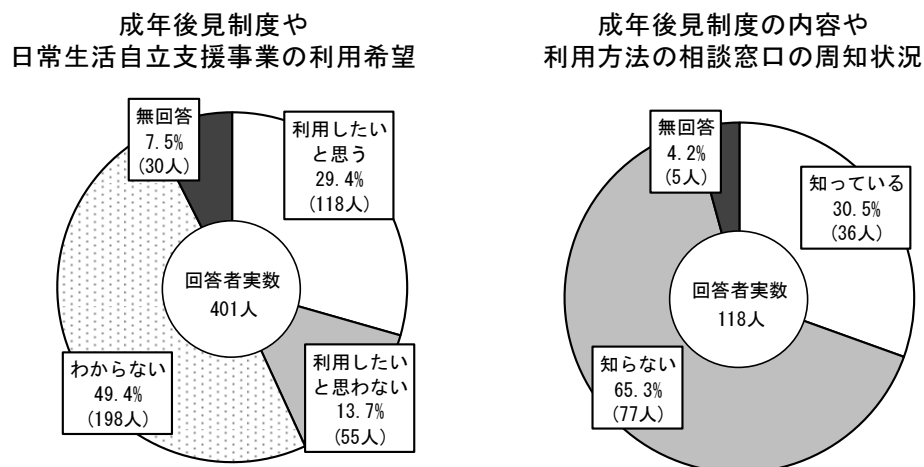


## 20. 成年後見制度・日常生活自立支援事業の周知度

- 成年後見制度について、「名称も制度内容も知らない」が32.2%となる。
- 日常生活自立支援事業について、「名称も制度内容も知らない」が50.1%となる。

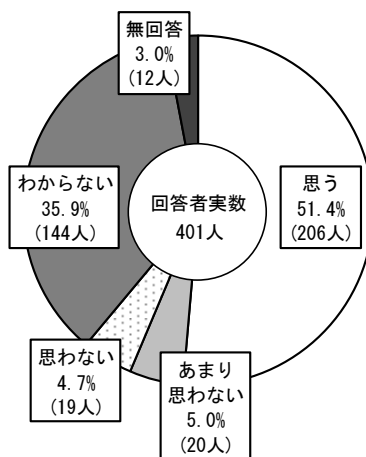


- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用希望は、「利用したいと思う」が29.4%と3割程度となる。
- 成年後見制度の内容や利用方法の相談窓口について、利用したいと思う人を対象に窓口の周知状況を聞いたところ、「知らない」が65.3%と6割以上は知らない。



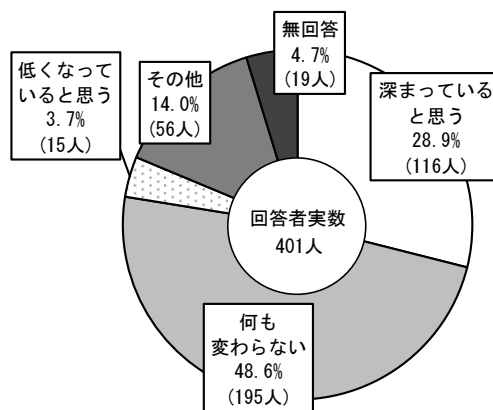
## 21. 南風原町の暮らしやすさ

- 暮らしやすいと「思う」が51.4%となる。
- 「あまり思わない」と「思わない」を合わせた、9.7%が暮らしやすいとは思っていない。



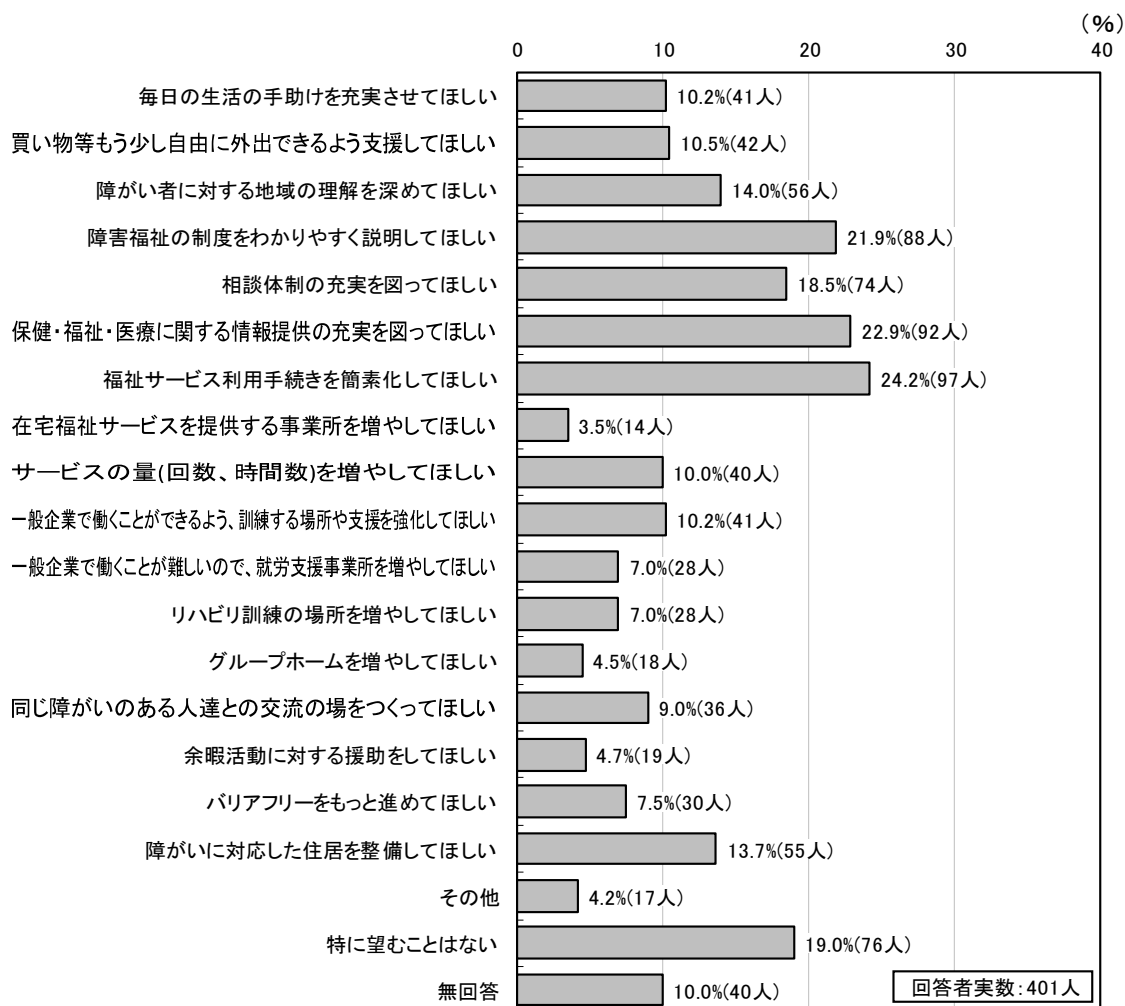
## 22. 障がい者に対する地域の理解・認識の深まり

- 5年前と比べて「何も変わらない」が48.6%、次に「深まっていると思う」が28.9%、「低くなっている」が3.7%となる。



## 23. 特に早めに取り組んでほしいこと（複数回答）

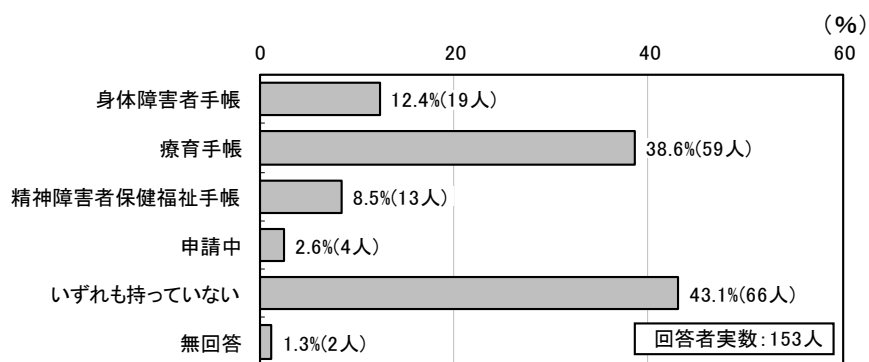
- 「福祉サービス利用手続きを簡素化してほしい」が24.2%と高く、次に「保健・福祉・医療に関する情報提供の充実を図ってほしい」が22.9%、「障害福祉の制度をわかりやすく説明してほしい」が21.9%で、制度の理解に対する支援とともに、サービス利用手続きの簡素化や情報提供の充実を求める方が多い。



## 【障がい児調査結果】

### 1. 障害者手帳の所持状況（複数回答）

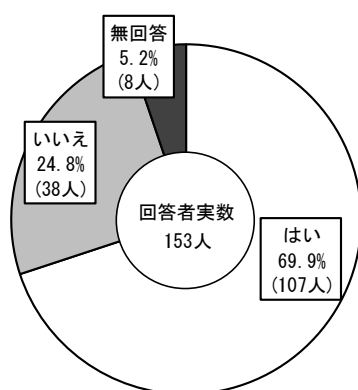
- 「いずれも持っていない」が43.1%と最も高い。
- 手帳所持者の中では「療育手帳」が38.6%と高く、次に「身体障害者手帳」が12.4%、「精神障害者保健福祉手帳」が8.5%となる。



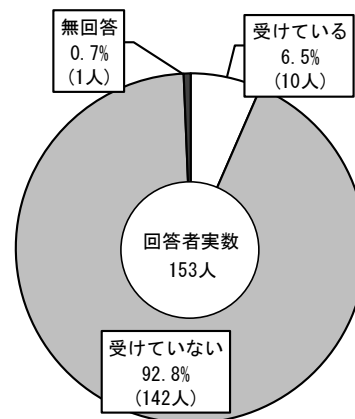
### 2. 発達障がいの診断・医療的ケアの有無

- 発達障がいと診断されている児童（「はい」）が69.9%と多く、「いいえ」が24.8%となる。
- 日常的に医療的ケアを「受けている」が6.5%となる。

発達障がいの診断の有無

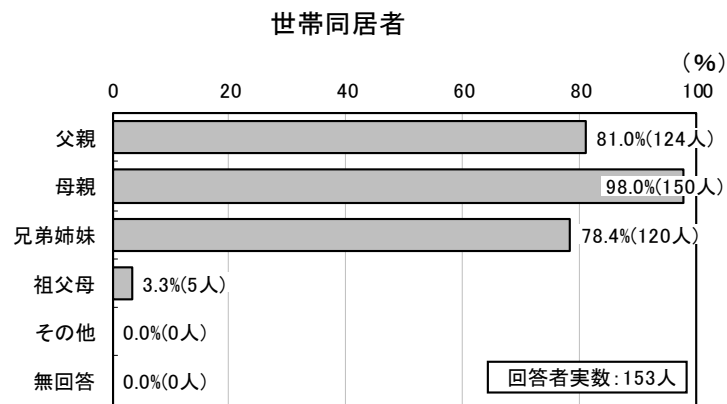


医療的ケアの有無

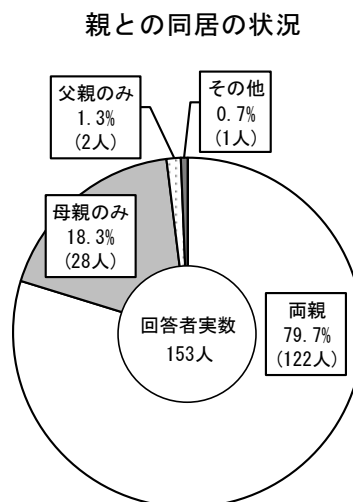


### 3. 世帯同居者（複数回答）

●障がいのある児童と一緒に暮らしているのは、「母親」が98.0%、「父親」が81.0%、「兄弟姉妹」が78.4%となる。また、「祖父母」が3.3%と低いことから、多くが核家族世帯であると推測する。

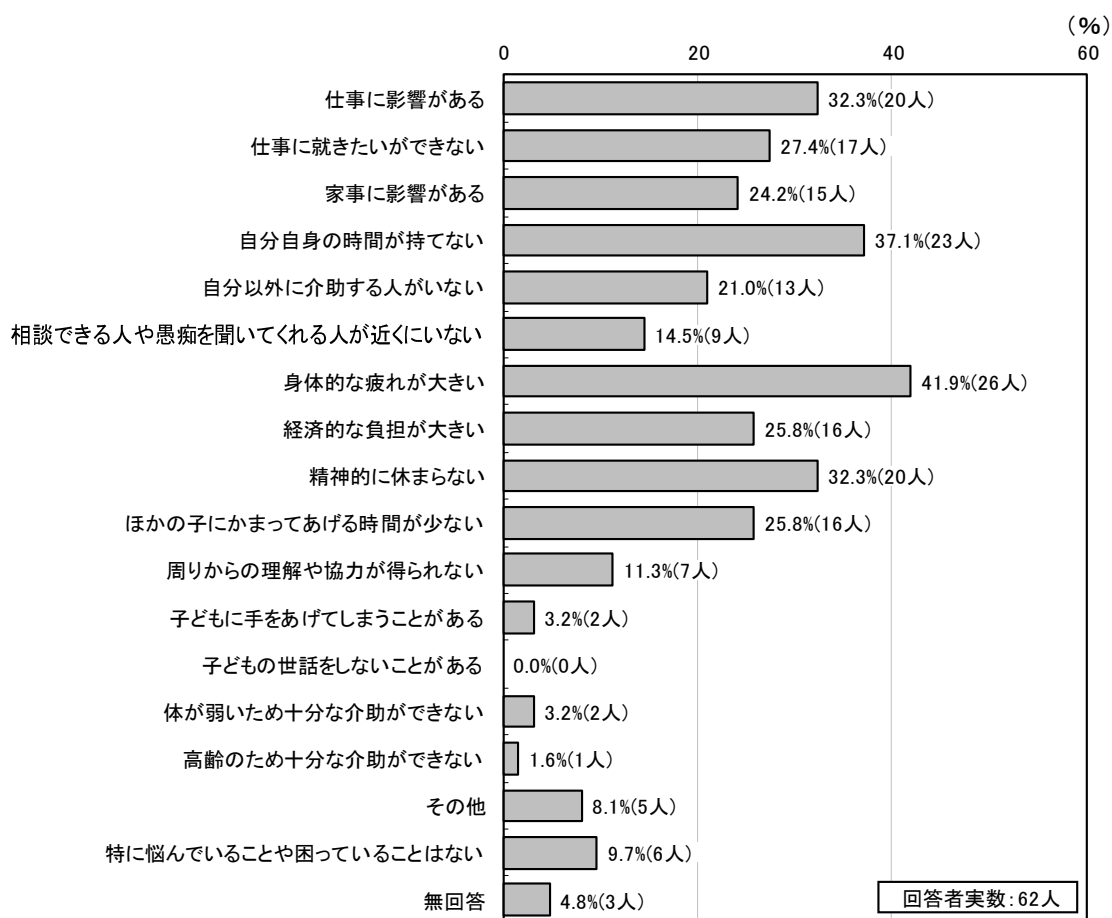


●親との同居については、「両親」と同居が79.7%とほとんどであるが、「母親のみ」が18.3%、「父親のみ」が1.3%で、19.6%がひとり親の家庭である。



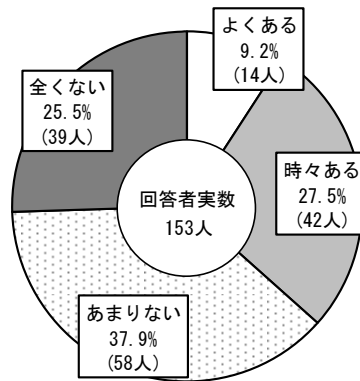
#### 4. 介助で悩んでいること・困っていること（複数回答）

- 身体的な負担や自分の時間をつくれないうこと及び経済面で悩んでいる介助者が多く、介助を継続していく上で、こうした悩みの軽減を図ることが大きなポイントになると思われる。
- 「精神的に休まらない」が32.3%と高く、「ほかの子にかまっていあげない時間がない」が25.8%あることから、子育てに関する相談支援も大切なポイントになる。
- 「自分以外に介助する人がいない」が21.0%、「周りからの理解や協力が得られない」が11.3%、「相談できる人や愚痴を聞いてくれる人が近くにいない」が14.5%といった回答があり、介助の孤立化がうかがえる。



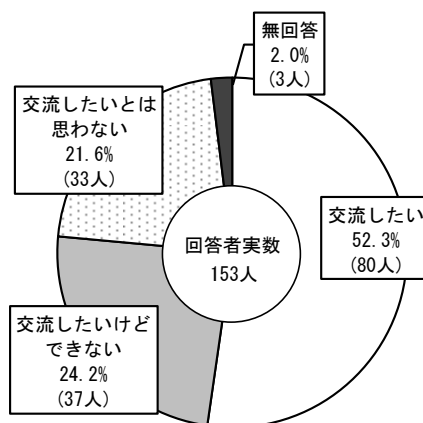
## 5. 親子交流の機会

- 同じ障がいのある児童の親と交流する機会は、「時々ある」が27.5%、「よくある」が9.2%で、合わせると36.7%は交流があると答えている。



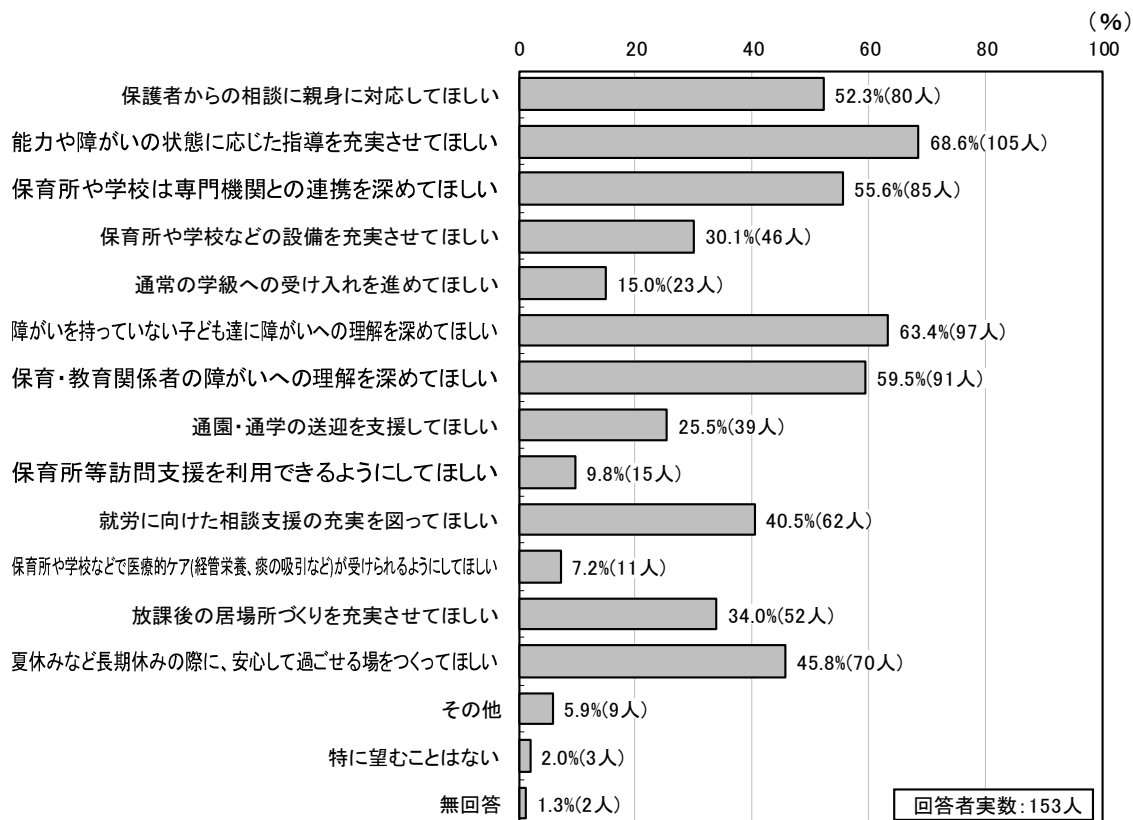
## 6. 今後の親子交流の意向

- 「交流したい」が52.3%と最も高く、前項の現状で「よくある」と「時々ある」を合わせた割合(36.7%)より15.6ポイント高い。
- 「交流したいけどできない」が24.2%で、「交流したい」の52.3%と合わせると、79.5%と8割近い親が交流を望んでいる。交流機会の確保に向けた取り組みの充実を図る必要性が高いと思われる。



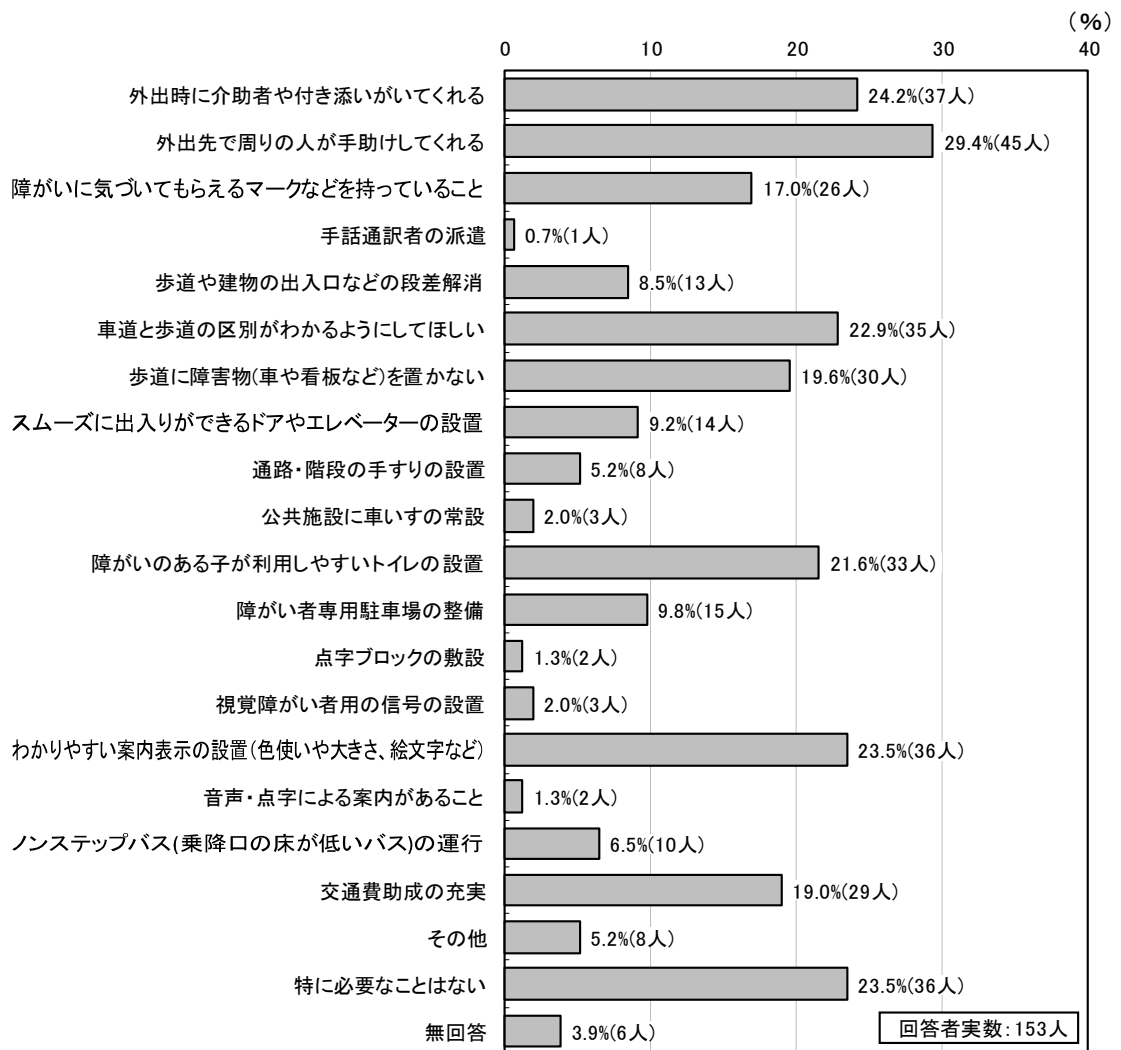
## 7. 保育・療育・教育に望むこと（複数回答）

- 「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」が 68.6 と高く、次に「障がいを持っている子ども達に障がいへの理解を深めてほしい」が 63.4%、「保育・教育関係者の障がいへの理解を深めてほしい」が 59.5%となる。



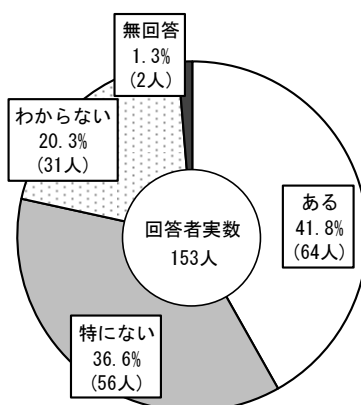
## 8. 外出しやすくなるために必要なこと（複数回答）

- 「外出先で周りの人が手助けしてくれる」が29.4%と高く、次に「外出時に介助者や付き添いがいてくれる」が24.2%、「わかりやすい案内表示の設置（色使いや大きさ、絵文字など）」が23.5%となる。
- 障がいのある児童の外出を支援するためには、人的な支援やバリアフリーの推進、経済的な支援など、様々な支援が必要とされている。



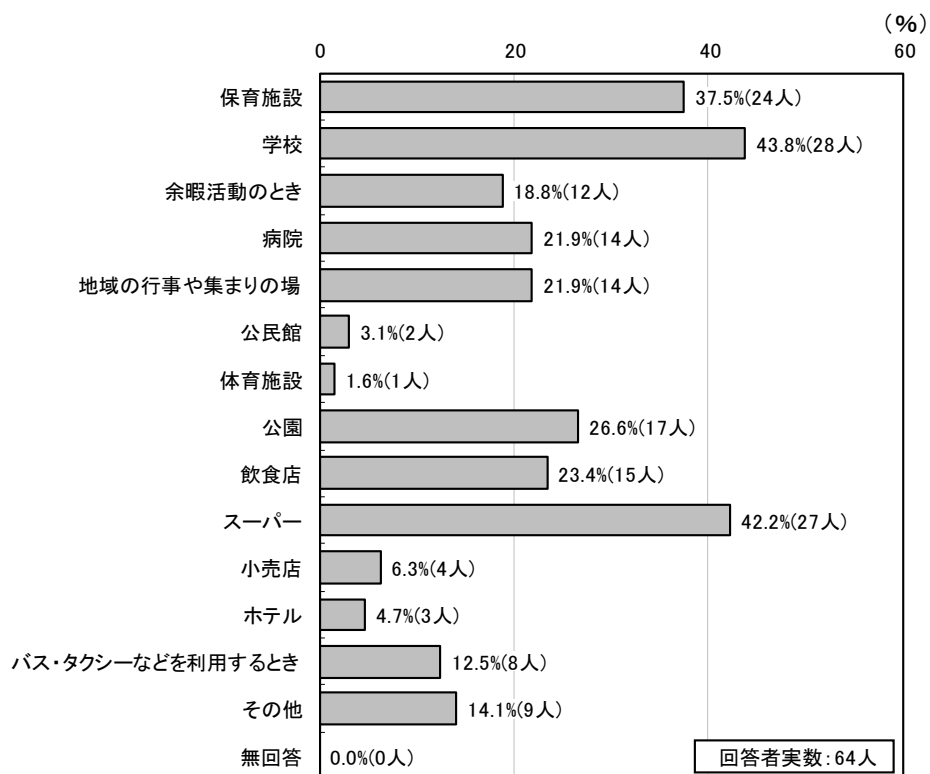
## 9. 差別や嫌な思いの経験

●障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことは、「ある」が41.8%と4割近く経験がある。



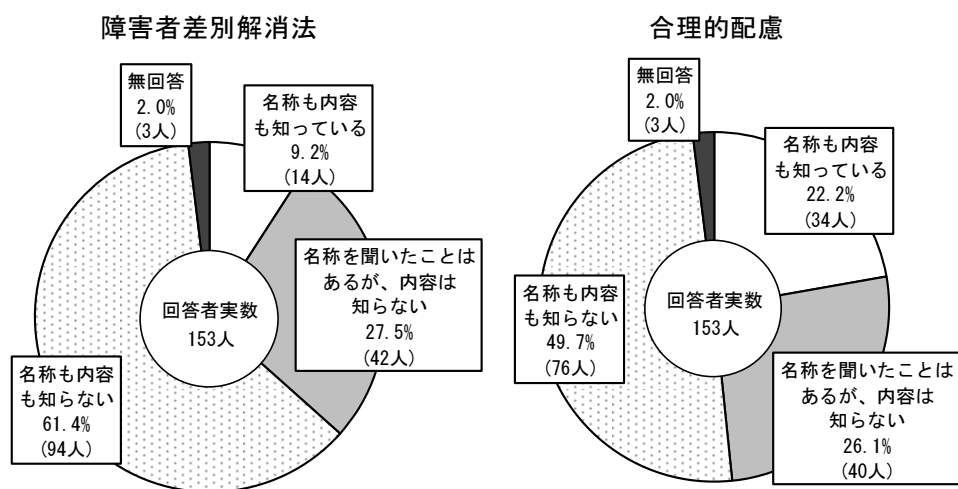
## 10. 差別や嫌な思いをした場所

●「学校」が43.8%と高く、次に「スーパー」が42.2%、「保育施設」が37.5%となる。そのほか、「病院」「公園」「飲食店」など多くの場所があがっている。



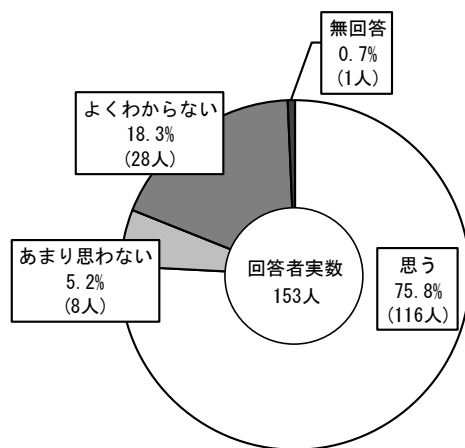
## 11. 障害者差別解消法や合理的配慮の周知度

- 障害者差別解消法について、「名称も内容も知っている」が9.2%となる。
- 合理的配慮について、「名称も内容も知っている」が22.2%となる。



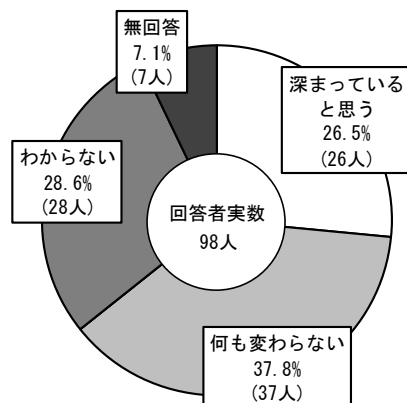
## 12. 南風原町の暮らしやすさ

- 南風原町は暮らしやすいと「思う」が75.8%と最も高い。
- 「あまり思わない」が5.2%、「よくわからない」が18.3%となる。



### 13. 地域の障がいのある子に対する理解の深まり

- 5年前と比べて障がいのある児童に対する、地域の理解・認識は「深まっていると思う」が26.5%となる。（就学後の児童の保護者に対する質問）



## ■南風原町障がい者計画策定委員会設置条例

平成19年10月 1 日条例第21号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、南風原町障がい者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障がい者計画の策定に関すること。
- (2) その他障がい者計画の策定に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 障がい者
- (4) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■南風原町障がい者計画策定委員会委員名簿

|   | 氏名     | 所属団体                   | 分野                  | 備考  |
|---|--------|------------------------|---------------------|-----|
| 1 | 島袋 康史  | 社会福祉法人<br>南風原町社会福祉協議会  | 障がい者の福祉事業<br>に従事する者 | 会長  |
| 2 | 金城 則文  | 南風原町身体障害者福祉会           | 町民（当事者）             | 副会長 |
| 3 | 安里 慶子  | 南風原町手をつなぐ育成会           | 町民（町長が必要と認<br>める者）  |     |
| 4 | 當眞 裕子  | てるしの家族友の会              | 町民（町長が必要と認<br>める者）  |     |
| 5 | 金城 美根子 | 南風原町民生委員・児童委員連合会       | 障がい者の福祉事業<br>に従事する者 |     |
| 6 | 崎村 正徳  | 社会福祉法人 育成福祉会           | 障がい者の福祉事業<br>に従事する者 |     |
| 7 | 兼濱 克弥  | 公益社団法人<br>沖縄県精神保健福祉連合会 | 障がい者の福祉事業<br>に従事する者 |     |
| 8 | 金城 愛   | こどもセンターゆいまわる           | 障がい者の福祉事業<br>に従事する者 |     |
| 9 | 宮城 堅子  | まちの相談室ぽの               | 障がい者の福祉事業<br>に従事する者 |     |



南 保 第 1 5 5 0 号  
令和 5 年 1 1 月 1 7 日

南風原町障がい者計画策定委員会会長 様

南風原町長 赤 嶺 正



第 6 次南風原町障がい者計画・南風原町第 7 期障がい福祉計画及び  
南風原町第 3 期南風原町障がい児福祉計画の策定について（諮問）

南風原町障がい者計画策定委員会設置条例（平成 19 年条例第 21 号）第 2  
条の規定に基づき、下記のことについて貴委員会の意見を求めます。

#### 記

- 1 第 6 次南風原町障がい者計画・南風原町第 7 期障がい福祉計画及び  
南風原町第 3 期南風原町障がい児福祉計画の策定

#### 諮問の趣旨

本町は、障がい者福祉の向上を図るため、障害者基本法、障害者の日常生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき令和 3 年 3 月に「第 5 次南風原町障がい者計画・南風原町第 6 期障がい福祉計画・南風原町第 2 期障がい児福祉計画」を策定し、各種施策に取り組んでおります。

現計画が令和 5 年度を終期としていることから、障がい者・障がい児のニーズ調査等を踏まえ、令和 6 年度から始まる「第 6 次南風原町障がい者計画・南風原町第 7 期障がい福祉計画・南風原町第 3 期障がい児福祉計画」の策定についてご審議頂きたく諮問するものです。

令和6年3月13日

南風原町長 赤 嶺 正 之 殿

南風原町障がい者計画策定委員会  
会 長 島 袋 康 史

第6次南風原町障がい者計画・南風原町第7期障がい福祉計画及び  
南風原町第3期障がい児福祉計画の策定について（答申）

令和5年11月17日付け、南保第1550号で諮問のありましたみだしの件について、本策定委員会で慎重に審議を重ねた結果、第6次南風原町障がい者計画・南風原町第7期障がい福祉計画・南風原町第3期障がい児福祉計画としてまとめましたので答申いたします。

本計画の実施にあたっては、本計画で定める5つの基本視点を意識し、各種障害福祉施策の推進及び充実に取り組み、基本理念である「ちむぐくるの支え合い」～ともにづくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原～を目指していただくことを要望します。

記

第6次南風原町障がい者計画・南風原町第7期障がい福祉計画  
南風原町第3期障がい児福祉計画（案）・・・別添のとおり



第 6 次南風原町障がい者計画・  
南風原町第 7 期障がい福祉計画・  
南風原町第 3 期障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月

発 行：南風原町役場 民生部 保健福祉課  
〒901-1195  
沖縄県島尻郡南風原町字兼城 686 番地  
電話：098-889-4416

